

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付 印             </div> 年  月  日  県税事務所長様	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地	処理事項 審査 承認 交付 リットル
	業種	
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名（名称）	佐賀県 第 号
	この申請に回答する係 及び氏名並びに電話番号	( 電話 )

## 免税証交付申請書

機械、車両又は 設備名（番号）					
所要数量合計	リットル	所要数量計算期間	年 月 日から 年 月 日まで		
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚数	数量	処理事項	
	リットル券		リットル		
	計				
参  考	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうちの使用量		(ア) - (イ)
	計算期間	数量(ア)	期間	数量(イ)	
	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	リットル
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者 から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称			数量	
			リットル		
			書換 有・無		
			更・新		

### 記載要領

- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする県税事務所長に免税軽油使用者証を提示して1通提出すること。
- 「 処理事項 」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 「 機械、車両又は設備名(番号) 」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には省令第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書（省令第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書）を必ず添付すること。

上記数量の免税証を受領しました。  なお、引き取った免税軽油は、免税軽油使用者証に登録のある機械・車両のみに使用します。  また、不正使用があった場合には罰則等の適用があっても異議ありません。 （代理人による受領の場合は、免税軽油使用者に確実に説明します。）	受領確認

記載していただいた個人情報は、県税の賦課徴収の目的以外には利用しません。